

大山山麓で行なわれた植樹祭(写真は天皇陛下がダイセンマツをお植えになっているところ)

取県の災害はないか。」との質問があった。

静かなる日本海をながめつゝ

大山の峰に松うえにけり

の御製をいただき、林業の発展に深いご配慮を賜わった。

られて、式は予定通り進行した。

午前十一時、両陛下は大会場へご到着になり、参加者一同万歳を唱えてお迎えした。両陛下は郷土の誇るダイセンマツの苗木を三本ずつ、森の字型にお手植えされた。このあと参加者約一万人がそれぞれダイセンマツを三本ずつ、八畝に三万二千本を植えて行事は終了した。

植栽地をお発ちになった両陛下は、まもなく大山寺博労座広場のお手播場にご到着になり、播種床に種をお播きになった。天皇陛下はダイセンマツ、皇后陛下はオキノヤマスギでいずれも鳥取県の代表的樹種である。植樹祭の席上知事は鳥取県林政に関する奏上をしたところ、「近ごろ鳥

第四章 水産業

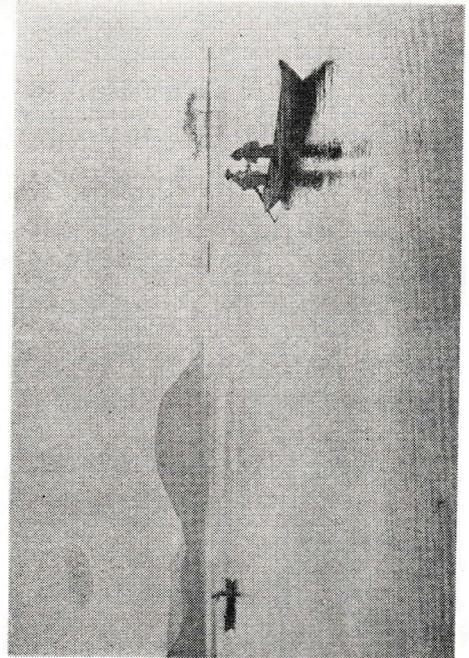
第一節 明治前期の草創期

一 初期の漁業制度

旧藩時代の維新後しばらくは、藩政時代の漁業制度が引継がれてきた。江戸時代の漁業制度の一般原則は、寛保元(一七四一)年の「山野海川入会」にあるように「磯漁ハ地附・根附次第也、沖ハ入会」で、磯漁には運上・夫役が課せられていた。そして沖漁が許される漁村は限定されていて、その他の漁村では磯漁しか許されなかった。

鳥取藩には、漁業を取り締まる役所として、「御船手形」があつて、「御法度」・「御定」などの指令が出され、主な浦々には「浦役場」または「御番所」が置かれ、指令の徹底が図られた。

沖漁を許されていた漁村は、因幡国では大羽尾・網代・田後・船磯・酒ノ津・夏泊、伯耆国では泊・赤碕・御来



鳥取市湖山池のぬかえび漁

屋・淀江の諸村である。

旧藩時代に行なわれていた漁業の種類と課税額は、宝暦五(一七五五)年の御定によると次のとおりである。

いわし引網	十三匁	手繰網	二匁五分	置網	二匁五分
いわし小網	六匁五分	瀬引網	十三匁	かれい網	二匁五分
はまち狩網	十匁	引網	十匁	うた網	十匁
六そう網	六匁五分	田島網	四十五匁		
掛網	二匁五分	大敷網	四十五匁		

これによると、磯漁の主な漁獲物は地引網によるいわしで、沖漁はしいらであつたらしい。

このような旧藩政時代の漁業制度が、明治初期(三)まで続いて、社会構造の変遷に伴つて徐々に変化していったものと考えられる。

いたやがいの大発生 明治四年、県下の沖合にいたやがいが大発生した。いたやがいは、帆立貝・伊平貝とも呼ばれ、この大発生はその都度、鳥取県漁村の不況を救うのに役立ってきた。

この年以前の大発生は天保五(一八三四)年で、この年から三十七年前に当たる。この間、嘉永六(一八三三)年にもいたやがいの発生をみたらしく、河村郡小浜村の年行司・年寄・庄屋の連名で、泊御役所竹中鶴左衛門に当てて、左のようないたやがい漁の願書が出ており、その後明治三年にも同郡宇谷村から同じような願書が出されている。

当村之儀ハ、御高式百石余、竈八拾軒御座候処、少御高ニ而、百姓一編ニ而ハ、渡世難相成、素ヨリ他所へ出作難相成、場所納二御座候処、昨年ノ大凶作、一統必至ニ難渡仕、大教之御救助米被仰付、漸ク露命取、調居申儀二御座候処、当難沖合間近ク、東西共ニ伊平貝夥敷ワキ立候付、当村之儀ハ、前々ヨリ右伊平貝取蒙御免居候儀ニ付、左之人別之者農業之透子来春草々ヨリ取懸リ申度奉願候。

源三郎 亀三郎 七二郎 忠三郎 久米三郎 栄三郎 平五郎 甚三郎

八 艘

なお、当時の漁船数は、明治四年泊御番所あての届書によれば、泊に九十九隻、宇谷は三十二隻となっている。このいたやがいは干身として、全部藩が買い上げ、扱売りは禁ぜられていたらしく、また古老の談として、貝殻を売つて牢にいれられた者があるという記録もある。(土語)

いたやがいをこの地方でカイガラというのは、天保五年までは肉を捨てて、殻をしゃくしなどの原料として売つたことに起因しており、また漁具のジヨレン(鋤簾)というのは、現在でも使われているケタ(桁)網のことで、もち論当時は無動力船であつたから、このけた網を船から落として、網(わら製であつたと思われる)を伸ばし、船をいかり(錨)で固定して、網をたぐり寄せ、網にはいった貝を取りあげていたので、かなりの重労働であつたことは想像できよう。

海面官有制 明治政府が漁業制度の再編成を手がけたのは、明治八年以降である。

と信区制 廢藩置県の後、従来区々であつた収税を統一するため、明治八(一八三七)年二月、雑税の廃止が行なわれた。この布告では、営業取締り上徴税しないと差し支えるものは、当分地方で収税する規定となっているが、この統一的な雑税廃止以前から、各府県では既に雑税の整理が進められていた。

漁業税も多種多様で、雑税として当然廃止されたが、同時に漁業取締りの必要上、多くは改めて徴税されている。太政官布告には、漁場占有利用権の消滅と維新政府のもとでの新しい発生という考え方があつて、それがやがて海面官有制の布告として表面に出た。

明治八年十二月、太政官の「従来人民ニ於テ海面ヲ区画シ、捕魚・採藻等ノ為、所用致候者モ有之候処、右八国